



熊本県公報

号外 第36号

令和6年(2024年)

7月12日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例…	(人事課) 3
○熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例…	(〃) 4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例…	(財政課) 5
○熊本県税条例の一部を改正する条例…	(税務課) 6
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…	(〃) 8
○熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例…	(高齢者支援課) 9
○熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例…	(国保・高齢者医療課) 10

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

- 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第1条】
 - 公共土木施設災害応急作業手当の支給対象及び手当の額を見直すこととした。(第25条の16関係)
 - その他規定の整理を行うこととした。(第25条の16関係)
- 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第2条】
 - 災害警備等作業に係る手当の額を見直すこととした。(別表関係)
 - その他規定の整理を行うこととした。(別表関係)
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正【第3条】
 - 災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直すこととした。(第2条、第6条関係)
 - その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第5条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 1、2及び3は、令和6年1月1日から適用することとした。
- 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

- 地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - 熊本県監査委員に関する条例(第5条関係)【第1条】
 - 熊本県公営企業の設置等に関する条例(第6条関係)【第2条】
 - 熊本県病院事業の設置等に関する条例(第7条関係)【第3条】
 - 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(第7条関係)【第4条】
 - 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(第1条、第2条関係)【第5条】
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 大麻取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。【第1条、第2条】
- 政治資金規正法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。【第1条】
- この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
 - 2、4の一部及び5の一部 公布の日
 - 1の一部、4の一部及び5の一部 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日
 - 1の一部、4の一部及び5の一部 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 所要の経過措置を定めることとした。

- 5 1に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第6項―附則第11項関係)

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 熊本県税条例の一部改正【第1条】

- (1) 法人事業税
外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとした。(附則第6条関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第63条、第107条の2関係)

2 熊本県税条例の一部改正【第2条】

- (1) 個人県民税
新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることとした。(第30条関係)
- (2) 法人事業税
ア 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100パーセント子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとした。(第39条関係)
- イ 特別事業再編計画に基づく株式交換等の措置により100パーセント子会社となった法人等について、アにかかわらず、株式等の取得又は譲受けの日から5年間を経過する日を含む事業年度まで外形標準課税の対象外とすることとした。(附則第6条の2関係)
- (3) その他規定の整理を行うこととした。(第48条の3、附則第6条関係)

3 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行することとした。

- (1) 1 (2)の一部 令和7年1月1日
- (2) 1 (1)及び1 (2)の一部 令和7年4月1日
- (3) 2 (2)及び2 (3)の一部 令和8年4月1日
- (4) 2 (3)の一部及び5 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
- (5) 2 (1) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

4 所要の経過措置を定めることとした。

5 熊本県税条例の一部を改正する条例(平成19年熊本県条例第48号)の規定の整備を行うこととした。(附則第7項関係)

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部改正を踏まえ、課税免除等の対象である特定業務施設に加え、当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を課税免除等の対象に追加することとした。(第1条、第4条の14関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、令和6年4月19日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 次の7条例について、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整理することとした。

- (1) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
- (2) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
- (3) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第3条】
- (4) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
- (5) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第5条】
- (6) 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第6条】
- (7) 熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例【第7条】

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◇熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
- 1 国民健康保険事業費納付金の額の算定における退職被保険者等に係る経過措置の規定を削ることとした。(附則第3項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第25号

- 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。
第25条の16第1項中「人事委員会の定める職員」を「職員」に改め、同条第2項中「定める額」の次に「(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあつては、1,080円)」を加え、同項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「前項各号」を「前項」に改める。
(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。
別表第19号作業の項を次のように改める。

第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。 1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
	救難救助作業(山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若	1日につき 840円(心身に著しい負担を与えると人事

	しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をいう。）	委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
	救難救助訓練作業（山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。）	1日につき 400円

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは、「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」に840円を加算した額」と「840円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）」とあるのは「1,680円」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「2,100円」と、「場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 2,520円」に改める。

第3条第1項中「を除く。」の次に「以下「一般職員等」という。」を加える。

第5条第1項中「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。）第25条第1項に規定する職員を「一般職員等」に、「同項」を「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。）第25条の16第1項」に改め、「による額」の次に「（同条第2項括弧書に規定する額を除く。）」を加え、「定められた」を「定める」に改め、同条第2項中「のうち人事委員会の定める職員」を削り、同条第3項中「第1項に規定する職員」を「一般職員等」に改める。

第6条中「840円」とあるのは「840円」を「1,680円」とあるのは「1,680円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,100円」とあるのは「2,100円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,520円」とあるのは「2,520円」に改める。

- 附 則
- （施行期日等）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- （手当の内払）
- 3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。
- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

熊本県条例第26号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第27号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの交付の項を削る。

第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条(熊本県手数料条例別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの交付の項を削る改正規定を除く。)並びに附則第2項、第5項、第6項、第8項及び第11項の規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第2条並びに附則第3項、第7項及び第9項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及

- び大麻研究者に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）の前日までの間、改正法附則第6条の規定により行われる改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項（第61号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）の前日までの間、改正法附則第7条の規定により行われる改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項（第61号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 6 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。
58 大麻草採取栽培者免許申請手数料
59 大麻草採取栽培者登録変更手数料
60 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料
- 7 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。
58 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
59 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料
60 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料
（熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 2号施行日の前日までの間、附則第4項の規定により徴収する手数料については、附則第6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。
- 11 3号施行日の前日までの間、附則第5項の規定により徴収する手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第28号

熊本県税条例の一部を改正する条例

- 第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
- 第63条第1項第1号及び第2号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。
- 第107条の2第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。
- 附則第4条から第6条の2までを次のように改める。
- 第4条及び第5条 削除
（事業税の納税義務者等の特例）
- 第6条 第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他の法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める額をいう。）が10億円を超えるものを除く。））」とする。
- 第6条の2 削除
- 第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。
- 第30条第1項第4号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び」を「から第4号までに掲げる寄附金（」に改める。
- 第39条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

- (2) 第1条中第63条及び附則第4条から第6条の2までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条中第39条並びに附則第6条及び第6条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和8年4月1日
- (4) 第2条中第48条の3の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
- (5) 第2条中第30条の改正規定及び附則第2項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（県民税に関する経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第30条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項及び」とする。（事業税に関する経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（次項において「7年新条例」という。）附則第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度の事業税については、なお従前の例による。
- 4 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の事業税に）については、同条第1項第1号アに掲げる法人に該当するものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることと判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について、同条第1項第1号イに掲げる法人に該当するものを行う事業に對する事業税を除く。）に係る7年新法附則第6条第1項の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日かから同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した事業年度分」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第39条第1項及び附則第6条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。（地方消費税に関する経過措置）
- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第48条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、4号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 7 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第29号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第1条中「）を新設し、若しくは増設した」を「）を新設し、若しくは増設し、若しくは同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。第4条の14第1項及び第2項において「対象特定業務児童福祉施設」という。）を整備した」に改める。

第4条の14第1項各号列記以外の部分及び第2項中「又は増設した」を「若しくは増設し、又は対象特定業務児童福祉施設を整備した」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月19日から適用する。

2 新条例第4条の14の規定は、令和6年4月19日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に

力上」務施7き内して
活向画業社1べ域設
方力計定福祉す地新
地活備特童法課上を
「方整」児同て向設
下地設下務たし力施
（以定施以業し対活務
認）業務（整備）に方業
域（認）業務（整備）に
地す定施るを。）地定
上定特務す。）う。前
向規等業定。）い。日
力に域定規。と。用。得
活項地特に限。と。適。に
方4上る号に者、画産
地第向す同の業し計動
る2力定はも事用備不
掲の活規又る定適整、
に7地号し、れ認て設税、
イ1定5設備下つ務事
号第認第増整以に業る
5法「項はて（税定す
第同下4くせ者産特課
項て以第し併業資等て
4い（条若に事定域し
第お画5、設定固地対
5内に計第し新認び上
第）整備法設のる及向者
法）設てを施定得活事
同う。施つ）務規取方定
い。と業に業に産地認の
る。と業に業に産地認の
て「定）い。特4不認し
載上域い設（の2税い増
記向地と施設条事に又は

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第30号

熊本市第1軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本市第1軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条(条例第68号)の趣意を次のように改正する。

ずる（電
媒体をい
う。準に
媒での記
録が、こ
れもこの
磁的さの
電すられ
「識供そ
」を認め
ムは用ロ
・物の一
・あるイ
デきよ処
・がで報
シこの情
ー、く人
ク、お他
スての算
エしそ計
デ録式子
気記方電
磁に的、
「実気で
中確磁つ
号を、あ
第2項で
第1式の
第3項の
第3子の
第1電れ
第3より
第1条に
第1によ
第1に記
第1方式
第1方式

第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(熊) 本 県 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 等 の 事 業 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正

第2条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第279条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第279条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(熊本県指特定介護予防サ一ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指特定介護予防サ一ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

[illegible]

り、セクシーに保つ介護予防のための効果的な支援の方法の基率に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

(さ)をい
かのも
るめら
改める
供に改
識の用
認は(の)
つ理う
によ処
見情休
知る体
他人の
他機に
算係る
で計し
式子電
方電、
文てド
似って
微とい
式にお
録にい
万の項
記する
電第
から各
録9
的6
式の
磁の方
電

(な)

第269条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

(熊本県指定介護老人福祉施設の人員 設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条（熊本市定介護老人福祉施設の設置） 熊本市は、この条例（平成2

4 年熊本県条例第71号)の一部を次のように改正する。
第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録された電磁的記録媒体(電磁的記録媒体)」を「電磁的記録媒体(電磁

法的により一定の事項を正確に記録しておくことができる「物」を「電磁的記録」媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他の電子計算機による方法を含む。）で記録したもので、内容の複製が容易なものをいう。第

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。）」を削る。

(熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。
 第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）
 第6条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）
 第7条 熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和6年7月12日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第31号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
 熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。